

広島県建築設計業務等委託料積算要領

平成22年4月1日制定

平成23年7月1日改正

平成24年4月1日改正

平成27年4月1日改正

令和2年2月27日改正

土木建築局営繕課

第1章 総則

1. 基本事項

本要領は、広島県建築設計業務等委託料積算基準（平成22年4月1日制定。以下「積算基準」という。）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

2. 1 業務人・時間数

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書（平成20年3月31日国営整第176号。以下「設計業務共通仕様書」という。）を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合の直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章1.に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章2.に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

- (2) 工事監理業務仕様書及び工事監理業務実施基準を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務のうち特記仕様書に定められた業務範囲に係る内容及び追加業務の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (3) 複数の棟の設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務等を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務等の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
- (5) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の免状取得後3年未満又は同法第2条第3項に規定する二級建築士の免状取得後5年以上8年未満の業務経験のある者若しくは大学卒業後5年以上相当の能力のある者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、広島県が公表している「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

2. 3 床面積の合計

第2章2.2又は6.2における床面積の合計は、設計又は工事監理の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。

なお、第2章2.2の算定方法による場合は、予算要求等に基づく計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

ただし、大規模なピロティを含む場合等で床面積の合計と計画面積の間に相当程度の差異が生じることが明らかな場合は、実態に応じて補正するものとする。

2.4 諸経費率

諸経費率は、1.1を標準とする。

2.5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.15を標準とする。

2.6 特別経費

特別経費には、契約保証料及び公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

2.7 端数処理

- (1) 業務人・時間数の計算途中においては、小数点以下第4位までとし小数点以下第5位の数値は切捨てる。また、直接人件費の算定時の業務人・時間数については小数点以下を切り捨てるものとする。
- (2) 業務価格は、1,000円未満を切り捨てた価格とする。

3. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わない。
- (3) 業務の契約変更を行う場合には、変更対象となる業務に係る業務価格に、「当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格」の比率を乗じた額に消費税等相当額を加えた額を変更分の設計業務等委託料とする。

第2章 業務人・時間数の算定方法

1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人・時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人・時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から5. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算出することができる。

2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

2. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

- (1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1―1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b \quad A : \text{業務人・時間数} \quad S : \text{床面積の合計 (m}^2\text{)}$$

なお、別表中での「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、及び設備に関する設計をとりまとめる業務（建築士の設計によらない設計補助業務について、建築基準法の検討を行った上で、建築士として、図面への押印や設計内容の確認・調整する業務を含む。）をいう。（以下同様とする。）

- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

ア 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$(\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る総業務人・時間数}) \times (1 - (\text{対象外業務率}))$$

イ 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2―2によることができるものとする。

ウ 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

エ 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

- (3) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第3項から第5項の各表の（い）建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれの、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複수에該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)から(3)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間数を算出することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2. 2(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は建築確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続き及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合
32人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合
24人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合
16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2(図面目録に基づく算定方法)

3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

3. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務

人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

$$(\text{一般業務に係る業務人・時間数}) = \Sigma (\text{図面 1 枚毎の業務人・時間数})$$

(2) 一般業務に係る図面 1 枚毎の業務人・時間数の算定

図面 1 枚(大きさは、841mm×594mm(A 1 判)とする。)毎の作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分についてはア、設備改修工事分についてはイに掲げる算定式により算定する。算定式中の図面 1 枚毎の換算図面枚数については、(3)により算定する。

ア 建築改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = 12.540 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

イ 設備改修工事分の設計に必要な図面 1 枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = 9.357 \times (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数})$$

(3) 図面 1 枚毎の換算図面枚数の算定

ア (2)に掲げる式における「図面 1 枚毎の換算係数」は、図面目録に掲げられた図面 1 枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は実情に応じて補正することができるものとする。

$$\begin{aligned} (\text{図面 1 枚毎の換算図面枚数}) &= 1 \times (\text{複雑度}) \\ &\times (\text{CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度}) \end{aligned}$$

イ アに掲げる式における「複雑度」は、別表 2-1 により設定することができるものとする。

ウ アに掲げる式における「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」は、発注者が既存図面の CAD データ、書式の電子データ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、その影響度を、0 から 1 の範囲で、実情に応じて図面 1 枚毎に設定することができるものとする。

3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3 に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成
- ・ 見積収集
- ・ 見積検討資料の作成

(積算業務に係る業務人・時間数)

$$= 0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、3. 2により「CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を1.0として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

4. 設計意図伝達業務に関する算定方法

4. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

4. 2 業務人・時間数の算定

- (1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等の定められた業務内容に基づき、算定する。
- (2) (1)によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2-2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

5. 工事監理業務に関する算定方法

5. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務仕方書及び工事監理業務実施基準を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

5. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

- (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定
ア 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

(一般業務に係る業務人・時間数) = (一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数) × (1 - (対象外業務率))

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型に応じて次式により、別表1-1に掲げる係数を用いて算定する。

$$A = a \times S^b \quad A : \text{業務人・時間数} \quad S : \text{床面積の合計 (m}^2\text{)}$$

また、「対象外業務率」とは、監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

ただし、受注者の業務が軽減されない場合には対象外業務率により業務量を差し引くことはできないものとする。

イ 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

- (2) 難易度係数による補正

建築物が告示98号別添三第4項及び第5項の各表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表(は)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表

において、(い)建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(3) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、告示98号別添二に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

5. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

5. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実態に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認業務を委託する場合の業務人・時間数は建築工事分（総合及び構造の合計）についてはア、設備工事分についてはイにより算出することができるものとする。

ア 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$$

イ 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008$$

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、5. 2 (2)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

第3章 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1. 1 設計に関する業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、2. 1に定めるところにより設定することができるものとする。

1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、2. 2の定めるところにより設定できるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

2. 2 工事監理業務の対象外業務率(第2章5. の算定方法による場合)

別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、工事監理業務共通仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表2-4に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとする。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査書類の作成等

第4章 その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年6月1日以降に指名通知又は公告する業務から施行する。

平成23年7月1日改正は、平成23年7月1日以降に指名通知又は公告する業務から施行する。

平成24年4月1日改正は、平成24年4月1日以降に指名通知又は公告する業務から施行する。

平成27年4月1日改正は、平成27年4月1日以降に指名通知又は公告する業務から施行する。

令和2年2月27日改正は、令和2年4月1日以降に指名通知又は公告する業務から施行する。

別表 1－1 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物 の用途 等	適用規模		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数					
				設計			工事監理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	130 m ² ≤ S ≤ 67,000 m ²	係数 a	14.409	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924
			係数 b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061
	第2類	3,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数 b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656
			係数 b	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982
	第2類	430 m ² ≤ S ≤ 39,000 m ²	係数 a	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281
			係数 b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631
第三号	第1類	340 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数 a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500 m ² ≤ S ≤ 49,000 m ²	係数 a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数 b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 48,000 m ²	係数 a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062
			係数 b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201
	第2類	390 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062
			係数 b	0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201
第五号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 23,000 m ²	係数 a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数 b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1,500 m ² ≤ S ≤ 80,000 m ²	係数 a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数 b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	190 m ² ≤ S ≤ 93,000 m ²	係数 a	1.7686	0.3925	0.3359	0.4088	0.0934	0.0915
			係数 b	0.9108	0.9631	0.9832	0.9379	0.9762	0.9822
	—	—	係数 a	—	—	—	—	—	—
			係数 b	—	—	—	—	—	—
第七号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 35,000 m ²	係数 a	3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565
			係数 b	0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028
	—	—	係数 a	—	—	—	—	—	—
			係数 b	—	—	—	—	—	—
第八号	第1類	1,400 m ² ≤ S ≤ 62,000 m ²	係数 a	8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085
			係数 b	0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743
	第2類	910 m ² ≤ S ≤ 33,000 m ²	係数 a	27.977	5.4957	10.760	6.2629	0.6661	2.4718
			係数 b	0.6711	0.6848	0.6697	0.6819	0.7519	0.6758
第九号	第1類	790 m ² ≤ S ≤ 9,500 m ²	係数 a	2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538
			係数 b	0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713
	第2類	4,400 m ² ≤ S ≤ 46,000 m ²	係数 a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数 b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	260 m ² ≤ S ≤ 13,000 m ²	係数 a	8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241
			係数 b	0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121
	第2類	4,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数 a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数 b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	140 m ² ≤ S ≤ 17,000 m ²	係数 a	1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260
			係数 b	0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986
	—	—	係数 a	—	—	—	—	—	—
			係数 b	—	—	—	—	—	—
第十二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 6,400 m ²	係数 a	6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688
			係数 b	0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831
	第2類	410 m ² ≤ S ≤ 27,000 m ²	係数 a	6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588
			係数 b	0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数
建築	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

図面の複雑度			複雑度に係る係数
設備	A	簡易	0.6
	B	標準	1.0
	C	複雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。

別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

	業務分野		第 1 類			第 2 類		
			総合	構造	設備	総合	構造	設備
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2) 法律上の諸条件の調査及び関係機関等の打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07
	(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06

別表 2-3 工事監理業務に関する業務細分率

	業務分野		総合	構造	設備
	業務内容の項目				
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.02	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.08	0.08	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.15	0.22	0.18
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06
工事監理に関するその他の業務に係る業務細分率	(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査立会い等		0.04	0.03	0.04
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02
		(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01

別表 2-4 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目		対象外業務細分率
工事監理に係る対象外業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	—
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	—
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	—
		(ii) 工事材料設備機器等の検討及び報告	—
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		—
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務細分率	(6) 工事監理報告書等の提出		—
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		—
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		—
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02
	(6) 関係機関の検査立会い等		0.00
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02
		(ii) 最終支払い請求の審査	0.01

「広島県建築設計業務等委託料積算要領」において引用している告示の規定等（参考資料）

(1) 建築物の類型

広島県建築設計業務等委託料積算要領第2章2. 2(1)及び5. 2(1)において引用している告示98号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型は次のとおり。

告示98号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

(2) 難易度係数

官庁施設の設計業務等積算要領第2章2. 2(3)及び5. 2(2)において引用している告示98号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示98号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計
特殊な敷地上の建築物	1.05
木造の建築物（小規模なものを除く。）	1.35

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1.15	1.25
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	—
免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1.30	1.05
木造の建築物（小規模なものを除く。）	1.65	1.40

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	—	1.35
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45

(参考) 難易度係数の考え方

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」(業務報酬基準検討委員会編)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が次のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事 監理等	
〔総合〕（告示別添三第 3 項関係）			
特殊な敷地上の建築物	1. 05	設定 なし	・ 著しい高低差がある敷地の場合 ・ 特殊な平面形状の敷地の場合 ・ 崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合
木造の建築物 （小規模なものを除く。）	1. 35	設定 なし	・ 1,000 ㎡以上の木造建築物（設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など）の場合
〔構造〕（告示別添三第 4 項関係）			
特殊な形状の建築物	1. 15	1. 25	・ 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 ・ 地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 ・ 塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 ・ スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合
特殊な敷地上の建築物	1. 15	1. 20	・ 支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・ 軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・ 地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 ・ 著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1. 15	1. 10	・ 塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討（風応答解析など）を必要とする場合 ・ プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・ 精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 ・ 著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 ・ 特別な構造基準を要する場合
特殊な構造の建築物 （国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1. 50	設定 なし	・ 膜構造、ケーブル構造、プレストレスコンクリート造など特殊工法を適用する場合
免震建築物 （国土交通大臣の認定を要するものを除く。）	1. 30	1. 05	告示による免震建築物の場合
木造の建築物 （小規模なものを除く。）	1. 65	1. 40	・ 1,000 ㎡以上の木造建築物（許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など）の場合
〔設備〕（告示別添三第 5 項関係）			
特殊な形状の建築物	設定 なし	1. 35	・ 大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合
特殊な敷地上の建築物	1. 55	1. 50	・ 計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・ 排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1. 25	1. 45	・ 太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標（BEI）が0.75～0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・ コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・ 被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・ 特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・ 光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合